

第2回 鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議 議事録

1. 開会

○成田副所長

それでは定刻となりましたので、ただいまより鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。私は、本日進行を務めさせていただきます、下館河川事務所副所長の成田と申します。よろしく願いいたします。

取材の皆様におかれましては、記者発表の際にお知らせしておりますとおり、カメラ撮りは挨拶までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、取材の皆様には記者発表でお知らせしております注意事項に沿って適切に取材の方をお願いいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。配布資料は、議事次第、構成員名簿、座席表、鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約、資料1「鬼怒川河川整備計画（変更原案）」についていただいた意見に対する関東地方整備局の考え方」、資料2「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）変更内容比較表」、資料3「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）」、資料4「利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）の概要」、参考資料としまして、「鬼怒川河川整備計画の変更について」、以上となります。資料の不足等がございましたら、近くのスタッフにお声がけください。

次に議事次第の2、下館河川事務所長の青木より挨拶させていただきます。

2. 挨拶

○青木事務所長

皆さんおはようございます。下館河川事務所長の青木と申します。本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本来であれば河川部長の室永よりご挨拶申し上げるところではございますが、所用がありますので、本日は私の方からご挨拶させていただきます。

本日は、関係県会議、有識者会議、また関係住民の皆さんからいただいた様々なお意見を踏まえ検討いたしました河川整備計画の変更案をお示しさせていただきます。前回同様、限られた時間でございますが、忌憚のないご意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○成田副所長

ありがとうございました。

取材されている皆様にお伝えいたします。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

続きまして、本会議の構成員であります、県の皆様のご紹介をさせていただきます。本日は、皆様ウェブにて出席いただいております。名簿の順にご紹介させていただきます。茨城県土木部長、和賀正光様、本日は都合により欠席のため、土木部災害防災対策官兼河川課長、橋本則保様の代理出席となります。

○茨城県 和賀土木部長（代理：橋本災害・防災対策監兼河川課長）

茨城県河川課長の橋本とでございます。本日は土木部長が所用のため代理として出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○成田副所長

続きまして、栃木県県土整備部長、小野和憲様、本日は都合により欠席のため、県土整備部河川課長、細井俊一様の代理出席となります。

○栃木県 小野県土整備部長（代理：細井河川課長）

栃木県河川課長の細井と申します。

本県の県土整備部長が所用のため出席できませんので、代理出席とさせていただきます。よろしくよろしくお願いいたします。

3. 議事

○成田副所長

それでは議事に移ります。お手元に配りしております議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。議事次第の3、議事に沿って一通り説明をさせていただきます。

○遠山流域治水課長

資料の説明をさせていただきます、下館河川事務所流域治水課長の遠山と申します。よろしくお願いいたします。右上に資料1とあります、「鬼怒川河川整備計画（変更原案）についていただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方」という資料にてご説明させていただきます。

この資料は、1月7日第1回有識者会議で学識経験を有する方々からいただいたご意見が9件、関係県会議で、茨城県様、栃木県様からいただいた意見が3件、1月8日以降行ってまいりましたパブリックコメントで関係住民からいただいたご意見10件を基に、関東地方整備局の考え方を示した資料になっております。できるだけ分かりやすくご説明する観点から、いただいたご意見につ

いて、その論点を体系的にご意見の概要として整理したうえで、このご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。いただいたご意見も踏まえまして、前回の会議でお示しさせていただいた変更原案の一部を修正している所もございますので、それについては資料2にてご確認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1ページ目でございます。左に番号を載せておりますけども、①の鬼怒川流域及び河川の概要についてのご意見となります。「表1-1 鬼怒川流域の概要」における流域内人口を最新の数値に更新してほしいというご意見となります。これを踏まえまして、関東地方整備局の考え方としましては、流域内人口につきまして、最新の第10回河川現況調査で調査基準年が平成22年とはなっておりますが、再度確認をさせていただきまして、約56万人ということで更新させていただきました。具体には資料2の4ページ目の4項と6項の出典の所に黄色ハッチをしておりますけれども、この部分について修正を行っております。

続きまして②の「ホトケドジョウ等」の記載が変更原案で「ムサシノジュズカケハゼ」に変更された理由を教えてくださいというご意見に対しては、ワンド・たまり環境を利用する魚類としましては、河川水辺の国勢調査で魚類調査を行っておりますので、その結果からドジョウ、ホトケドジョウ、ムサシノジュズカケハゼ等が経年的に確認されておりますが、ワンドたまり環境への依存度が他の種より比較的高いムサシノジュズカケハゼを記載しております。

続きまして③では、「サケの遡上が見られ多くの産卵床が確認」の記載について、変更原案でも引き続き記載されているが、「サケの遡上が見られ産卵床が確認」が近年の状況からすると適当ではないかという意見をいただいております。そちらに関しましてはご意見のとおり修正をさせていただきまして、資料2の6ページ目の14項の黄色ハッチのとおり、「サケの遡上が見られ産卵床が確認されている」というように修正させていただいております。

資料1に戻っていただきまして、④になります。「鬼怒川流域の自然環境における下流部の特徴として魚類についても記述してほしい」というご意見につきまして、ご意見のとおり修正させていただきました。具体には、資料2の6ページ目の15項になります。「オオヨシキリ等の鳥類やギンブナ等の魚類が生息・繁殖している」ということで「ギンブナ等の魚類」の追記をさせていただいております。

資料1に戻りまして、⑤の1.2治水の沿革につきまして、度重なる危険、被害が発生しないように早急に対応してほしいという意見と、⑥の4.1洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標において、今回の変更で増大した目標に対して確実に対策を進めてほしいという意見2つに対しましては、鬼怒川河川整備計画を速やかに変更し、これに基づく整備等の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして⑦の 4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標という所で、記載されている数値や表現について確認してほしいというご意見になりますけれども、これにつきましては、正常流量は期間の中で最大値を記載しておりますので、その旨の追記をしております。具体には資料 2 の 12 ページの 52 項になりまして、黄色ハッチのとおり「最大で」と追記させていただいております。27 ページにつきましても同様の修正をさせていただいております。

資料 1 の⑧になりますけれども、4.3 河川環境の整備と保全に関する目標の (2) 自然環境、「環境保全の活動団体や河川協力団体と連携した順応的管理を行っていく旨を記載してほしい」という意見につきましては、「河川協力団体等と連携した順応的な管理による河川環境の保全や回復に努め」ということで修正をしております。具体には資料 2 の 30 ページの 192 項で「河川協力団体等と連携した順応的な管理による河川環境の保全や回復に努め」ということで本文の方を修正させていただいております。

続きまして資料 1 の 2 ページ目上段の⑨になりますけれども、5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要につきまして、「河川整備や堤防整備においては動物性の生息環境や自然景観へ配慮してほしい」というご意見をいただいております。これにつきましては、5.1 の部分に記載のとおり、河川整備に当たっては治水安全度の向上を図る際、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、総合的な視点で推進してまいりたいと考えております。

続いて⑩の 5.1.1 洪水等による災害の発生または軽減に関する事項の (2) 河道掘削等につきまして、「河道掘削後の生物相の変化をモニタリングしてほしい」という意見については、変更案において、掘削後もモニタリングを踏まえ順応的な対応を行い、創出した環境を保全するため必要な措置を講じる旨を記載しております。具体には資料 2 の 32 ページの 211 項になりますが、掘削後もモニタリングを踏まえた順応的な対応を行い、創出した環境を保全するための必要な措置を講じるという旨の記載をしております。

⑪については、河道掘削等についてですが、「土砂の堆積や樹木の繁茂が著しい箇所、流れを阻害するような場所は、除去してほしい」ということにつきまして、変更案では 5.1.1 (2) に記載のとおり、河川整備の目標とする流量を流下させるために必要な箇所等において河道掘削や樹木伐採を実施してまいりますし、河道の維持管理において記載しておりますが、河道内の土砂堆積や樹林化の進行は、流下能力の低下や水門・樋門・樋管等の排水機能の低下、砂州の発達による堤防前面の河岸洗掘・侵食等の支障をきたすおそれがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施する旨記載してございます。

⑫につきましても河道掘削についてのご意見でして、「伐採した樹木については、引き続き無償

配布をしてほしい」ということでございますが、伐採した樹木については、経費の縮減と木材の有効活用を図るため無料配布を引き続き実施してまいります。また、公募により、一般の方々が樹木を伐採することで、適切な河川管理を進めるとともに河川資源の有効活用を図る試みも行っておりますので引き続き行ってまいりたいと考えております。

続いて⑬の 5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項で (2) 動植物の生息・生育・繁殖の保全・創出のところになります。「アユ、サケ等の産卵・生息環境となる瀬・淵等との記載について変更原案で削除されているため、記載を検討いただきたい」ということ、「アユが住みやすい川づくりという内容の記載を検討いただきたい」というご意見に対して、アユ、サケ等については、特に工事実施時に適切な配慮するように 5.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 (2) 河道掘削等 (3) 浸透・侵食対策にてアユ、サケ等の産卵・生息の場となる瀬・淵に配慮する旨を追記してございます。具体には資料 2 の 32 ページ目の 211 項の上段にアユやサケ等の産卵・生育の場となる連続した瀬・淵をはじめ、といった記載をしてございますし、同様に 33 ページの 214 項の浸透・侵食対策の項目においても同様に追記してございます。

資料 1 の 3 ページ目の⑭になりますけれども、5.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項という所の (1) 堤防の維持管理になります。「予算的に厳しいのは承知しているが、集草回数の増加や草丈が高くなる前にこまめに除草し刈草の全体量を減らす等の対策をしてほしい」というご意見ですけれども、堤防除草は、以前、年 2 回の除草と年 1 回の集草としていましたが、草丈及び刈草量の抑制や堤防除草に係るコスト縮減を目的として、年 3 回の除草を試行的に実施しておりますが、こういった試行的な取り組みを引き続き行うなど、限られた予算の中で堤防の機能を維持していくための適切な植生管理を図っていくとともに、公募等による民間活力の活用や地域との協働を検討してまいりたいと考えております。

続いて⑮の (8) 地域における防災力の向上という所になります。「市町村長が避難指示等を適切なタイミングで発令できる判断支援体制を、計画の重要な施策として位置づけることが必要」というご意見です。このご意見の趣旨につきましては、変更案 5.2.1 (8) 地域における防災力の向上に、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう関係機関と連携を一層図る旨記載しておりますし、10) 市町による避難指示等の適切な発令の支援において具体的な内容を記載しておりますので、これに基づいて実施してまいりたいと考えております。

続いて⑯で (8) 地域にける防災力の向上といったところで、「堤防強化や河川改修といったハード整備と併せて、防災学習やマイ・タイムラインの普及・活用を柱としたソフト対策を、河川整備と同様の重要施策として位置づけてほしい」というご意見につきましては、変更案 8) 住民等の主体的な避難の促進という部分に、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライ

ン等の取組が推進されるよう支援する旨が記載されておりますし、5.2.1 (8) 9) 防災教育や防災知識の普及という部分において、防災教育の取組を推進する旨記載しております、これに基づいて実施していきたいと考えております。

⑰の 6.4 治水技術の伝承の取組という部分について「これまでの治水技術について、流域住民に対し出前講座等で積極的に広報してほしい」というご意見です。これについては、関東地方整備局で実施している出前講座をはじめ、沿川市町で開催される水防訓練等の様々なイベントを通じて、これまでも治水技術について広報しておりますが、引き続き様々な機会を通じて広報してまいりたいと考えております。

⑱につきましては、原案全体に対していただいた意見となっております、その他ということでもまとめておりますけれども、「河道掘削等や侵食対策などの早期整備を望む」ということ、「流水の正常の機能の維持に引き続き努めてほしい」、それから「豊かな自然環境の保全・創出に向けた取組みや川まちづくり計画に基づく賑わいの創出への支援に引き続き努めてほしい」ということで、治水・利水・環境についてご意見をいただいております。こういった鬼怒川の治水、利水、環境の多岐にわたる様々な取組みについてさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、誤字・脱字等について修正をしております。

本日は時間の都合上ご説明は割愛させていただきますが、資料3については先ほどご説明した内容で作成した変更案の本文になっておりますし、資料4につきましては、変更案の概要ということで資料を整理しているところでございます。説明としては以上です。

○成田副所長

ありがとうございました。関東地方整備局からの資料の説明につきましては以上となります。それではご説明いたしました内容に関しまして各県の皆様よりそれぞれご発言をいただければと思います。名簿の順番で始めに茨城県の橋本様、よろしくお願いいたします。

○茨城県 和賀土木部長（代理：橋本災害・防災対策監兼河川課長）

茨城県でございます。鬼怒川・小貝川河川整備計画の変更内容のご説明、ありがとうございました。先日の会議と今回の会議を含めまして、本県といたしましてはご説明していただいた内容につきまして異存はないと考えておりますが、2点ほどお願いをさせていただければと思っております。

まず1点目でございますが、今回の変更の趣旨である気候変動の影響を踏まえた対応ということで、事前放流の活用が位置づけられるということになるかと思われま。具体的話で大変恐縮なの

ですが、私ども茨城県は下流圏でございますので、新しい事前放流の運用やルールにつきまして、後日情報提供いただければありがたいと考えております。

2点目といたしましては、今回の対応によりまして、一定の治水安全度が向上するのかなと考えております。本県も一緒に取り組まさせていただきます、流域治水の推進をはじめといたしまして、現行の整備計画に引き続いて、治水対策を推進していただきますようお願いを申し上げます。

以上2点のお願いとなりましたが、本県といたしましても、流域の治水安全の向上につながるよう、引き続き国ですとか、流域市町村などと協力してしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご指導の方をよろしくお願いしたいと思います。茨城県としては以上でございます。

○成田副所長

ありがとうございました。続きまして栃木県細井様、よろしく願いいたします。

○栃木県 小野県土整備部長（代理：細井河川課長）

はい。ご説明ありがとうございます。栃木県でございます。ただいまご説明いただきました、変更原案につきましては、本県といたしましては特に異存はございません。ただし、次の3点につきまして、要望させていただきたいと考えております。

1つ目ですけれども、鬼怒川は、本県を流れる主要な河川でございまして、治水上の重要性に加え、利水・環境の面におきましても、県民の生活に多大な恩恵をもたらしております。つきましては、主な治水対策として位置づけられている侵食対策や、国土交通省が管理する上流の4つのダムにおける洪水調節や水資源の安定供給といった機能を確実に発揮するための適切な維持管理をお願いいたします。

2つ目ですが、地域のにぎわいの創出や自然環境の保全につながる河川環境整備につきましても、引き続きご尽力くださるようお願いいたします。

最後になりますが、事業の実施にあたりましては、コスト縮減や投資効果の検証、関係市町への丁寧な説明などにつきましても、継続して取り組んでいただきながら、安全安心で県民が愛着を持てる川づくりを進めていただきますようお願い申し上げ、本県の意見とさせていただきます。以上でございます。

○成田副所長

はい。ありがとうございます。ご発言に関しまして、整備局よりコメントをお願いします。

○遠山流域治水課長

はい。茨城県様、栃木県様、ご意見いただきましてありがとうございます。また異存なしということで、大変ありがとうございます。この変更案において、進めさせていただきたいと考えております。また少しご意見いただいております、流域治水の推進ですとか、適切な維持管理といったことを踏まえまして、これから整備の実施にあたっては、情報共有に努め、事前に地域と調整を図るなど、円滑な整備の推進だったり、コスト縮減に取り組むということ、念頭に置いて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き鬼怒川がより良い川になるようにご協力いただきながら進めていきたいと思っておりますので引き続きよろしくお願い致します。以上でございます。

○成田副所長

はい。それでは最後になりますけども、青木事務所長より一言をお願いします。

○青木事務所長

はい。構成員の皆様におかれましては、前回と今回、2回の会議にわたりまして、貴重なご意見いただき、誠にありがとうございます。午後の有識者会議の結果を踏まえまして、河川整備計画変更案につきまして、今後意見照会等させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

4. 閉会

○成田副所長

構成員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございます。本日の議事録につきましては、内容をご確認いただいた後、規約の第4条のとおり、国土交通省関東地方局ホームページにおいて公開することといたします。以上を持ちまして、鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。